

公益社団法人千葉市シルバー人材センター利用規約

(利用契約)

第1条 発注者（公益社団法人千葉市シルバー人材センター（以下「センター」という。）を通じてセンターの会員（以下「会員」という。）に業務を委託する者をいう。以下同じ。）は、センターを通じて会員に業務を委託しようとするときは、あらかじめ、センターとの間で「公益社団法人千葉市シルバー人材センター利用契約」（以下「利用契約」という。）を締結するものとする。

(就業条件)

第2条 発注者がセンターを通じて会員に委託する業務（以下「会員業務」という。）に係る就業条件は、公益社団法人千葉市シルバー人材センター会員業務就業規約（以下「会員業務就業規約」という。）に定めるところによる。

2 発注者は、会員に対して、会員業務の対価として、会員業務就業規約に定めるところにより、会員業務委託料を支払うものとする。

(マッチング)

第3条 センターと発注者との間で利用契約が締結されたときは、センターは、会員のうちから、会員業務の内容、会員業務の実施に必要な技能等を考慮して、会員業務を実施する会員（以下「会員業務実施会員」という。）を選定するものとする。

2 発注者は、本規約に定めるところにより、前項の規定により選定された会員業務実施会員に対して、センターを通じて会員業務を委託するものとする。

(発注者及びセンターの責務)

第4条 センターは、会員業務実施会員が会員業務を円滑かつ適切に実施できるよう、発注者及び会員業務実施会員との連絡調整を行うものとする。この場合において、会員業務実施会員に対する連絡調整は、指揮命令に当たらない範囲で行わなければならない。

2 センターは、本規約に定めるセンターの業務（以下「センター業務」という。）の実施に当たり、関係諸法令を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもってセンター業務を実施するものとする。

3 発注者は、本規約に定める義務のほか、会員業務実施会員が会員業務を行うに当たり、会員業務実施会員の安全の確保その他の就業環境の整備に取り組む責務を有し、センターは、会員業務実施会員に対する安全教育、会員業務実施会員に事故が発生した場合の対応及び会員業務実施会員が発注者又は第三者に対して負う損害賠償責任を担保する保険の提供を行う責務を有するものとする。

(業務の対価)

第5条 発注者はセンターに対して、センター業務委託料(センター業務の対価として、発注者とセンターが合意して定める金員をいう。以下同じ。)を支払うものとする。

2 センター業務委託料を定めた後に最低賃金の改定その他事情の変更があった場合は、発注者及びセンターは、双方協議の上、センター業務委託料の額を変更できるものとする。

(請求及び支払の方法)

第6条 センターは毎月15日までに発注者に対する請求書を発行し、発注者は、センターによる請求書の到達日の属する月の末日(当該末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、及び12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。以下、「センターの休日」という。)に当たるときは、その直後のセンターの休日でない日)までに、センター業務委託料をセンターが指定する口座に振り込む方法等により、又は現金で支払うものとする。

2 前項の規定による支払に係る振込手数料は、発注者が負担するものとする。

(権利・義務の移転の禁止)

第7条 発注者及びセンターは、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならない。

2 発注者及びセンターは、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならない。

(守秘義務・個人情報管理)

第8条 発注者及びセンターは、相手方の秘密を第三者に漏えいしてはならない。

2 発注者及びセンターは、相手方又は第三者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。

3 前2項の規定は、センター業務の終了後においても、なお効力を有するものとする。

4 発注者及びセンターは、会員業務の実施に係る個人情報の漏えい、毀損、滅失等が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに相手方に報告しなければならないものとする。

5 前4項の規定は、会員業務が終了し、又は解約若しくは解除された後においても、なお効力を有するものとする。

(損害賠償)

第9条 発注者及びセンターは、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(反社会的勢力の排除)

第10条 発注者及びセンターは、自ら又はその役員、実質的に経営権を有する者若しくは従業員等(以下「役員等」という)が、次の各号に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証するものとする。

(1)暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して、「反社会的勢力」という。）に該当しないこと

(2)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、利用契約を締結するものでないこと

2 発注者及びセンターは、自ら又は役員等が、自ら又は第三者を利用して、次の各号に掲げる行為を行わないことを表明し、保証するものとする。

(1)相手方又は相手方の従業員に対して、脅迫的な言動又は暴行を用いる行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為、又は偽計若しくは威力を用いた業務の妨害、信用の毀損をする行為

3 発注者及びセンターは、相手方が第1項に該当し、又は前項に反した行為をした場合には、何らの催告を要することなく、直ちに、締結した一切の契約を解除することができるものとする。

4 発注者又はセンターは、前項に基づき契約を解除した場合、解除された者は、解除により自己に生じた損害について、その相手方に対し一切の請求を行わないものとする。なお、解除した者による自己に生じた損害については、相手方に請求することができるものとする。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。